

○総務省・財務省令第五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月一日

総務大臣 石田 真敏  
財務大臣 麻生 太郎

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令の一部改正）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令（平成十六年総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>附則</p> <p>(業務方法書の記載事項に関する経過措置)</p> <p>第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条各号に掲げるもののほか、機構法附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）に関する事項とする。</p> <p>(業務方法書の記載事項等の特例)</p> <p>第三条 前条に規定する業務が行われる場合には、第一条第二号、第二条から第六条まで、第八条及び第九条中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。</p>
改正前	<p>附則</p> <p>(業務方法書の記載事項に関する経過措置)</p> <p>第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）に関する事項とする。</p> <p>(業務方法書の記載事項等の特例)</p> <p>第三条 前条に規定する業務が行われる場合には、第一条第二号、第二条から第六条まで、第八条及び第九条中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。</p>

(国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正)

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省・財務省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(会計の原則等の特例)</p> <p>第二条 機構法附則第八條第五項に規定する業務(特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五條第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)が行われる場合には、第一條中「(平成二年法律第三十五号)」とあるのは「(平成二年法律第三十五号。以下この条から第十七条までにおいて「通信・放送開発法」という。)」と、「通信・放送開発金融関連業務」という。)」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務」という。)」及び機構法附則第八條第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五條第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)」と、第三條第一項、第四條及び第六條から第十七条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第八條第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五條第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(会計の原則等の特例)</p> <p>第二条 機構法附則第九條第二項に規定する業務(特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五條第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)が行われる場合には、第一條中「(平成二年法律第三十五号)」とあるのは「(平成二年法律第三十五号。以下この条から第十七条までにおいて「通信・放送開発法」という。)」と、「通信・放送開発金融関連業務」という。)」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務」という。)」及び機構法附則第九條第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五條第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)」とする。</p>

## 附 則

この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日から施行する。